

社会福祉法人 朝来市社会福祉協議会

指定介護予防小規模多機能型居宅介護・指定小規模多機能型居宅介護事業所

「宅老所えんや」運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会が設置経営する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定小規模多機能型居宅介護事業所(以下「本体事業所」という。)が行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業及び指定小規模多機能型居宅介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援及び要介護状態にある高齢者に対して適切なサービスを提供することを目的とする。

(事業)

第2条 本体事業所は第1条の目的を達成するため、指定介護予防小規模多機能型介護事業及び指定小規模多機能型居宅介護事業(以下「事業」という。)をサテライト事業所を設置し実施する。

(運営の方針)

第3条 本体事業所及びサテライト事業所は要支援及び要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「通い」、「訪問」、「泊まり」のサービスを柔軟に組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下、日常生活上必要な援助及び機能訓練を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域住民、地域の保健、医療、福祉サービス等の関係機関と綿密な連携を図り、適切なサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。

4 利用者、利用者の家族、事業所が所在する市の職員、又は地域包括支援センターの職員、地域住民の代表により構成される運営推進会議を設置し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う本体事業所及びサテライト事業所の名称及び所在地は、次に掲げるとおりとする。

2 本体事業所

(1) 名 称 宅老所 えんや

(2) 所在地 兵庫県朝来市立野164番地12

3 サテライト事業所

(1) 名 称 ひなたぼっこサテライト

(2) 所在地 兵庫県朝来市生野町口銀谷 3 7 2 番地 7

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 本体事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1 名 管理者は、事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 1 名以上 事業の実施にあたり利用者及び家族からの相談に応じ、心身の状況や置かれている環境などを考慮し、居宅サービスが適切に利用できるようサービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう朝来市、指定居宅サービス事業者、介護保険施設、医療機関等との連絡調整を行う。
- (3) 看護職員 1 名以上 事業の提供に当たり、利用者の健康管理や療養上の援助等を行う。
- (4) 介護職員 9 名以上 事業の提供に当たり、日常生活上の介護並びに健康維持のための相談、助言等を行う。

2 サテライト事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護支援専門員 1 名以上 事業の実施にあたり利用者及び家族からの相談に応じ、心身の状況や置かれている環境などを考慮し、居宅サービスが適切に利用できるようサービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう朝来市、指定居宅サービス事業者、介護保険施設、医療機関等との連絡調整を行う。
- (2) 看護職員 1 名以上 事業の提供に当たり、利用者の健康管理や療養上の援助等を行う。
- (3) 介護職員 5 名以上 事業の提供に当たり、日常生活上の介護並びに健康維持のための相談、助言等を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 本体事業所及びサテライト事業所の営業日及び営業時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 営業日 日曜日から土曜日とする。

(2) 営業時間

ア 通いサービス（基本時間） 9時30分から16時

イ 訪問サービス（基本時間） 24時間

ウ 宿泊サービス（基本時間） 16時から9時30分

（利用定員）

第7条 本体事業所及びサテライト事業所における登録定員は、次の通りとする。

2 本体事業所の登録定員は24名とする。

(1) 通いサービスの利用定員は1日12名とする。

(2) 宿泊サービスの利用定員は1日5名とする。

3 サテライト事業所の登録定員は14名とする。

(1) 通いサービスの利用定員は1日7名とする。

(2) 宿泊サービスの利用定員は1日3名とする。

（事業の内容及び利用料）

第8条 事業の内容は次に掲げるとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。法定代理受領以外は介護報酬の告示上の額とする。

(1) 通所サービス

本体事業所及びサテライト事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

- ・ 日常生活の援助
- ・ 健康チェック
- ・ 入浴支援
- ・ 食事支援
- ・ 機能訓練
- ・ 排泄支援
- ・ 送迎支援

(2) 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

(3) 宿泊サービス

宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ、等日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

サテライト事業所では宿泊サービスを本体事業所で提供することが出来る。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

2 本体事業所及びサテライト事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

(1) 宿泊費

(2) 食費

(3) おむつ代

(4) 前号に掲げるもののほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要なものに係る費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費徴収する。

3 前項に規定する費用の支払いを受ける場合は、事前に利用者又はその家族に対し説明し、支払いに同意を得るものとする。

(通常の実施地域)

第9条 本体事業所及びサテライト事業所の通常の実施地域は、次の通りとする。

2 本体事業所は朝来市の内旧朝来町の区域とする。

3 サテライト事業所は朝来市の内旧生野町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスの提供を受ける場合、次に掲げることについて留意するものとする。

(1) 入浴サービスを利用する場合、利用者は、入浴、保清することを十分納得し、健康状態に留意した上で入浴を行うものとする。

(2) 入浴サービスを利用する場合、利用者は、看護職員による健康チェックを受け、心身の状態上入浴が不可である場合は入浴を中止又は清拭等の代替サービスを利用するものとする。

(3) 送迎サービスを利用する場合、利用者は、自身の健康状態に留意した上で、無理のない範囲での利用をするものとする。

(4) 宿泊サービスを利用する場合、利用者は、自身の健康状態に留意した上で、主治医と連携のもとで利用をするものとする。

(衛生管理)

第11条 事業に使用する備品は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

(緊急時における対処方法)

第12条 介護職員等は、事業の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(非常災害対策)

第14条 事業のサービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、年1回以上定期的に非難、誘導、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止対策)

第15条 事業所は、利用者の人権を擁護する為、虐待防止及び身体拘束の禁止を目的に、委員会を設置し必要な研修や情報共有を行う。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、職員の資質向上を図るために次に掲げるとおり研修を行うものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年4回

2 相談・苦情等については担当職員を定めて対応する。ただし、解決困難な場合は「第三者委員会」で対処する。

3 利用者の個人情報を含む介護予防小規模多機能型居宅介護計画書及び、小規模多機能型居宅介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密の保持)

第17条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

2 前項に規定する秘密の保持は、職を退いた後も同様とする。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会理事会での協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成19年6月1日から施行する。
1. この規程は、平成19年7月1日から施行する。
1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成20年7月1日から施行する。
1. この規程は、平成21年6月1日から施行する。
1. この規程は、平成21年7月1日から施行する。
1. この規程は、平成22年7月1日から施行する。
1. この規程は、平成24年7月1日から施行する。
1. この規程は、平成25年7月1日から施行する。
1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成29年10月1日から施行する。
1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成31年4月1日から施行する。
1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
1. この規程は、令和2年8月1日から施行する。
1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。
1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。
1. この規程は、令和6年5月16日一部改正。